

新型コロナウイルス感染が判明した場合の学校の対応について

臨時休業期間

5月

①5月22日 「川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」 発出

感染が判明した場合

新型コロナウイルスの感染に関する情報については、個人等が特定されないよう、また不特定多数に情報が漏れないよう取り扱いに十分注意する。

「市立学校の再開に向けた基本的な考え方」  
(基本方針)  
学校再開にあたっては、新型コロナウイルス感染症が終息するまで、相当の長期間にわたってウイルスと共存していかざるを得ないという認識に立ち、実施可能な教育活動を段階的に開始していくことで、子どもたちの健やかな学びと、学校における感染リスクの低減の両立を可能な限り図っていくこととする。

■心のケアについて

- ・「すべての児童生徒が様々な不安を抱えている」との認識を教職員が深めた上で、児童生徒や保護者の相談に応じ、児童生徒の指導及び支援体制の確認を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見は、決して許されないという姿勢を示し、教職員、児童生徒、保護者、地域の方等が改めて人権及び個人情報への配慮について、認識を共有することに努める。
- ・学校再開に伴い、一人ひとりの児童生徒が改めて、前向きに学校生活に臨めるよう、全ての学校で学級担任等を中心とした個別相談または三者面談を実施。
- ・長期欠席傾向等の登校していない児童生徒や特別な配慮が必要な児童生徒については、保護者と連携し、必要な感染防止対策を行った上で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行う。
- ・感染防止に関する児童生徒への指導等に際して、管理職を中心に指導体制を整え、学校での感染防止対策を進めるとともに、継続的に丁寧な指導を行う。

■人権及び個人情報への配慮について

- ・児童生徒に対し、現段階での正しい知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識に基づき、発達段階に応じた指導を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見が生じないように、全ての児童生徒に対し、相手の気持ちを考え、心無い言葉や態度、振る舞いをしないよう、継続的に指導を行う。
- ・児童生徒、保護者等、身近なところで感染が発生した場合、情報管理を徹底し、当該児童生徒がいじめの対象とされることのないよう、組織的に対応する。

②5月29日 「学校再開後に新型コロナウイルス感染が判明した場合の学校の対応について(依頼)」 発出

「市立学校の再開に向けた基本的な考え方」に、児童生徒または教職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、原則当該校を2週間の臨時休業とすることが示され、その際の学校が行う対応について具体的に示した。

■保健管理上の対応について

- ・感染が判明した場合、原則当該校を2週間の臨時休業とします。ただし、別途教育委員会が健康福祉局・区役所衛生課と以下の点を総合的に考慮し、臨時休業の規模や期間について判断する場合があります。
- ア 感染者の学校内における活動の態様 イ 接触者の多寡
- ウ 地域における感染拡大状況 エ 感染経路の明否 等
- ・休業に関する各家庭への連絡にあたっては児童生徒の個人等が特定されないよう情報の取り扱いに十分注意する。

■児童生徒の不安の解消に向けた取組について

- ・児童生徒の不安の解消や改善のために、家庭学習課題の配付時における「相談場所や時間の設定」の他、「家庭訪問」「電話連絡」「公用端末機(スマートフォン)」等を有効活用したZoom等のWeb会議システム等によって児童生徒と直接対話のできる機会を設定する取組を計画する。
- ・支援を要する児童生徒に対しては、よりきめ細やかな働きかけを行う。

6月1日  
学校再開

段階的登校期間

6月

③6月12日 『川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン』の保健管理の改訂及び『新型コロナウイルス感染症に対応した保健管理に係るQ&A』の更新について(依頼) 発出

6月5日付で文部科学省から発出されたガイドラインの改訂に伴い、本市ガイドラインを一部改訂。

■児童生徒又は教職員の感染が判明した場合の臨時休業について

- ・児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、当該学校について臨時休業とする。
- ・感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合にも、学校の全部または一部の臨時休業を行う。これらについては、感染した児童生徒等や教職員の学校における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況及び感染経路の明否を踏まえて、教育委員会が判断する。

■感染の判明の連絡があった場合の対応について

- ・児童生徒の保護者からの連絡が担任教員にあった場合には、当該教員は速やかに校長(不在時には教頭)にその旨を伝え、連絡を受けた校長は速やかに各区・教育担当に連絡し、各区・教育担当は速やかに教育委員会事務局健康教育課に連絡する。
- ※新型コロナウイルスの感染に関する情報については、個人等が特定されないよう、また不特定多数に情報が漏れないよう取り扱いに十分注意をすること。

通常登校へ

7月

④7月17日 「児童生徒や教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合の留意事項(依頼)(令和2年7月17日時点)」 発出

■感染判明から学校再開までの大まかな流れ(別紙1、2参照)

児童生徒や教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合の追加の留意事項について示した。

- 感染または濃厚接触が判明した児童生徒、保護者、教職員の不安を取り除くための取組
  - ・感染者、濃厚接触者が確認された場合、当該児童生徒及び保護者、学校関係者の不安を取り除くことを最優先し、学校運営に支障をきたさないよう配慮し、状況に応じて、不安解消につながる取組を進める。
  - ・感染または濃厚接触が判明した児童生徒とその家族への対応
    - 例) 感染者とその家族の意向を十分確認した上で、個人情報の保護について最大限の配慮を行う。不安なことがあれば、随時学校が相談に応じることができることを伝える等
  - ・児童生徒及び保護者への対応
    - 例) 現在の状況について配信メールなどを活用し、情報提供に努め、学校関係者の不安軽減につなげる。様々な場を利用し、差別や偏見等が生じないように、校長、担任からのメッセージを継続的に伝えていく。配付物や配信メール等を利用し、正しい知見の下での新型コロナウイルス感染症についての情報提供を行う。

【学校の取組例】

- ・児童・保護者に向けたメッセージ発信
- ・啓発プリントを配付
- ・PTA会長から保護者へメッセージ発信
- ・感染児童の保護者へ学校の取組を事前に説明
- ・巡回カウンセラーの配置
- ・教職員研修の開催 等

⑤7月17日 「児童生徒または教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合の学校名の公表について(依頼)」 発出

本市の新型コロナウイルスへの感染に関する公表の方針に則り、児童生徒または教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合には、学校名を含めて必要な情報を公表することで、憶測や不確かな情報による混乱や風評被害等が生じないよう取り組むとともに、当該校と十分に連携し、児童生徒を様々な誹謗・中傷・差別的な言動から守る取組を進めていく。

【学校の取組】  
保護者宛に教育長メッセージを配付

(別紙3参照)